

学校における情報モラル教育の一層の普及と充実に向けた支援の在り方

情報教育研修課 主任指導主事兼課長 白石 守
主任指導主事 上田 浩嗣 指導主事 野口 博史
指導主事 佐藤 勝彦 指導主事 武田 由哉

はじめに

児童生徒が身近な情報通信機器を活用して調べ学習や交流学习を行うなど、コンピュータやインターネットは学校においても新たなコミュニケーション手段として定着してきた¹⁾。その一方で、インターネットや最近急速に普及した携帯電話によって、児童生徒がネット上のトラブルやネットワーク犯罪に巻き込まれるといった事態が増加している。

当所では、平成14年度に「教職員の情報モラルに関する実態調査」を実施し、情報モラルに関する教職員研修の在り方や、児童生徒への指導の在り方等について考察した。その中で、「情報モラル教育の必要性は理解されているが、指導は特定の情報教育担当者に任せられ、教職員一人一人の喫緊の課題となっていない。」「教職員のインターネット利用経験の差が情報モラル教育に関する取組の差になっている。」「研修や授業で活用できるコンテンツ不足などで指導の機会が少ない。」²⁾などの課題が明らかになった。

本研究では、平成14年度の調査と共通の設問に加えて、インターネットや携帯電話の適切な利用に関して、授業の実施状況や児童生徒がネット上でコミュニケーションを図ることによる影響等についての設問を新たに追加し、アンケートを実施した。その結果を分析することによって、学校における情報モラル教育の必要性や実施状況を把握する。その上で、情報モラル教育を一層充実させるために今後必要となる研修の内容、実施形態、研修用コンテンツ等を検討し、情報モラル教育の普及と充実に向けた支援の在り方について方向性を示すこととする。

1 「教職員の情報モラルに関する実態調査」の実施

(1) 調査内容と調査方法

このアンケートは、校種、職名、性別、年齢等の個人に関するデータとインターネット等の利用頻度、情報モラルについての意識、インターネットを利用した際の教職員自身の被害経験および児童生徒の被害・加害経験、情報モラルに関する児童生徒の実態および指導の必要性、情報モラルに関する指導経験、情報モラルに関する研修のニーズなどを問う設問からなるもので、質問紙形式で行った。

(2) 調査対象と回答数

調査は、当所における平成18年度研修講座の受講者および兵庫県内の小・中・高等学校および養護学校あわせて36校の教職員を対象に実施し、1,828名から回答を得た。

回答者の内訳は表1のとおりである。

表1 回答者の内訳

校種別	小学校 518名	中学校 410名	高等学校 632名	盲・聾・養護学校 268名
職種別	教諭 1,386名	校長・教頭 73名	養護教諭 46名	その他(講師など) 323名
性別	男性 56%	女性 44%		
年齢別	30歳未満 14%	30歳代 22%	40歳代 33%	50歳以上 31%

2 調査結果とその分析

調査結果は校種別に集計し、校種による特徴を調べた。また、平成14年度に実施した実態調査と同じ

設問については、平成14年度と平成18年度（今回）の結果を比較し、考察を行った。

(1) 平成14年度の調査結果との比較

ア 教職員のコンピュータ等の利用経験

図1より、コンピュータやインターネットを教職員がどのように活用しているかをみた。①パソコンでの文書作成を週1回以上利用している人は9割近くであるが、すでに普及していたためかあまり変化はない。②ホームページの閲覧・検索を週に1回以上利用している人は7割に増加している。今回の調査によると、電子メールを週1回以上利用している割合は、④パソコンで4割、⑤携帯電話で7割であった。平成14年度（以下、前回調査と表示）と今回の調査結果を比較したところ、パソコンでの電子メール利用はわずかに減少する一方で、携帯電話による利用が大きく増加している。これは携帯電話の普及によるものと思われる。③ホームページの開設・更新、⑥掲示板やチャットやりとり、⑧アンケート懸賞応募については、まだ利用する人は少なく大きな変化はない。

このようなコンピュータ等の利活用の推移に対して、教職員がインターネット上の行為で被害者になった経験を前回調査と今回の調査で比較すると、図2のようになった。①携帯電話を除く電子メールでの迷惑メールは25%から44%へ、②ウイルス被害は23%から34%へ、⑤不正請求は5%から17%にそれぞれ急増していることがわかる。一方、③インターネットショッピング等での被害は2%、④掲示板やチャットでの人間関係の悪化は3%とわずかに増加しているが、ほかの項目に比べると被害は少ない。図1の⑥⑦⑧の結果とあわせて、児童生徒はよく利用している電子掲示板やチャットを、教職員自身はあまり利用していないという実態がうかがわれる。

イ 児童生徒が関わるネットトラブルの現状

今回の調査で、インターネット利用における児童生徒の被害・加害の相談等に関わった経験のある教職員の数を調査回答から集約すると、回答総数1,828名中、電子メールでの被害356人、加害149人や電子掲示板での誹謗・中傷の被害347人、加害220人など、多くの教職員が被害経験・加害経験のある生徒や保護者と関わっていることがわかる。

図3は迷惑メールの被害経験について、前回調査と今回の調査を比較したものである（盲・聾・養護学校は養護と表示した。以下同様）が、前回調査では高等学校の割合が一番多く、中学校ではあまり目

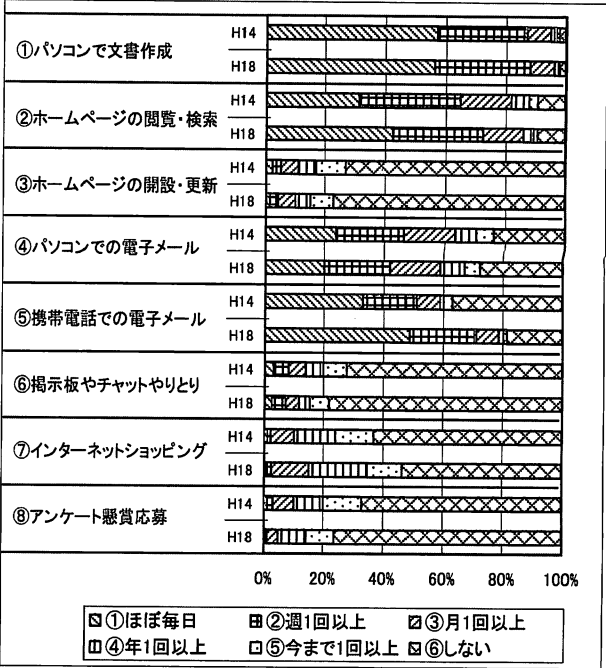


図1 コンピュータ等の利用経験

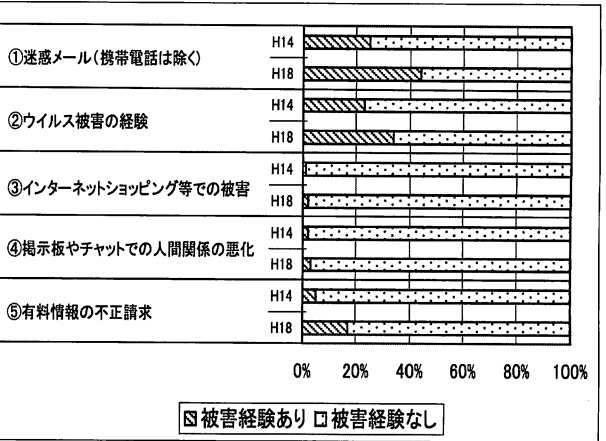


図2 教職員の被害経験

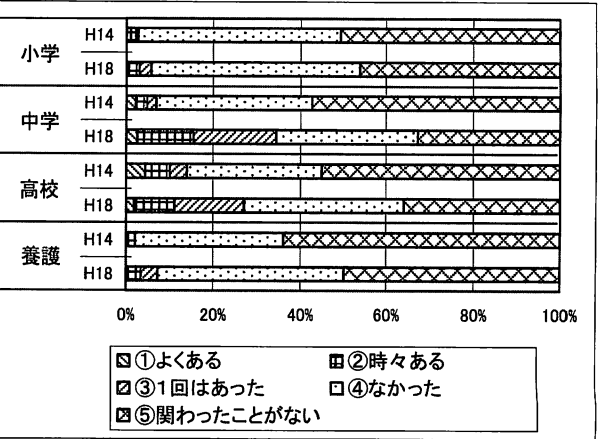


図3 迷惑メールの被害経験

立たなかったが、今回の調査では中学校が急増し、高等学校での被害の割合を上回っている。小学校でも中学校や高等学校に比べて割合は少ないものの、増加していることがわかる。図4は迷惑メールの加害経験について、前回調査と今回の調査を比較したものである。児童生徒が加害者となる場合も、被害者になる場合と同様に中学校で急増している。

児童生徒の被害・加害経験については、迷惑メールのほかに、有害サイト、個人情報の流出、誹謗・中傷、不正アクセス、ショッピングについて調査した。そのうち、誹謗・中傷についても中学校で生徒の被害・加害の相談等に関わった経験を持つ教職員の増加が認められた。ほかの4つの項目については、前回調査よりわずかに増加している程度であるが、インターネットや携帯電話の児童生徒への普及がさらに進むと、今後増えることが予想される。

ウ ネット利用における危険性の増加

このように、コンピュータや携帯電話の急速な普及によって、コミュニケーションの手段と機会が増えたことにより、ネット上のトラブルにあうことや、犯罪に巻き込まれる危険が増している。電子メールは教職員も利用することが多いため、児童生徒と同様に被害を経験することがあり、この経験を指導に役立てることができる。しかし、電子掲示板やチャットにおける誹謗・中傷などのトラブルの危険性については、それらの行為を経験している教職員が少ないため、児童生徒を指導するためには、被害の実態や安全対策についての知識を身に付けるための研修が必要となる。

(2) 児童生徒のコミュニケーション方法についての問題点

ア ネット上でのコミュニケーションの影響

「インターネットや電子メールなど、直接相手の表情を見ないでコミュニケーションをすることが増えてきたことで、相手のつらい気持ちに共感できなくなっていると思うか」(図5)という設問に対して、2～3割が「とてもそう思う」と回答しており、小学校よりも中学校や高等学校でそのように回答する割合が増している。児童生徒の状況を詳しく調べるために、調査を依頼した教職員の中から、24名(小学校15名、中学校6名、養護学校3名)を抽出して聞き取り調査を実施した。それによると、「相手の表情や声色が見えないWeb上では、その瞬間の気持ちでチャットに書き込んでいる」「人と人とのコミュニケーションは、文字だけでは伝えきれない要素もあり、表情を見ることは大切である」という意見があった。これは、赤堀侃司らによる「対面のコミュニケーションでは、(中略)、相手の目や話しぶり、抑揚などの非言語行動から多くの情報を得ているが、コンピュータが介在するコミュニケーションではそのような非言語の情報がなく、それを補完するために、書き言葉のみから、感情を含めて相手の意見を推測するので、誤解や感情のもつれが生じやすい」³⁾というネット上のコミュニケーションの特徴を反映している。一方で、「インターネットや電子メールの利用と、つらい気持ちへの共感の希薄さに関連があるかどうかはわからない」という意見もあった。

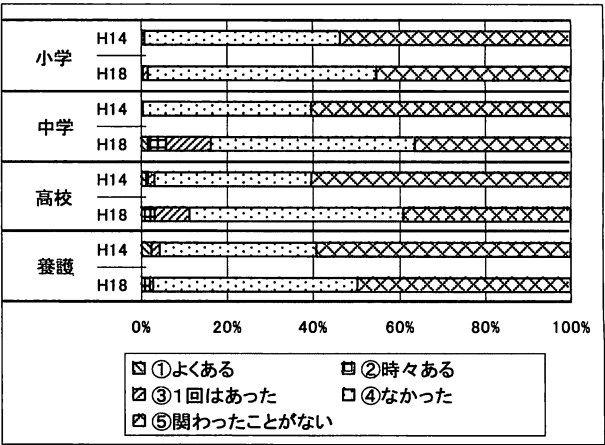


図4 迷惑メールの加害経験

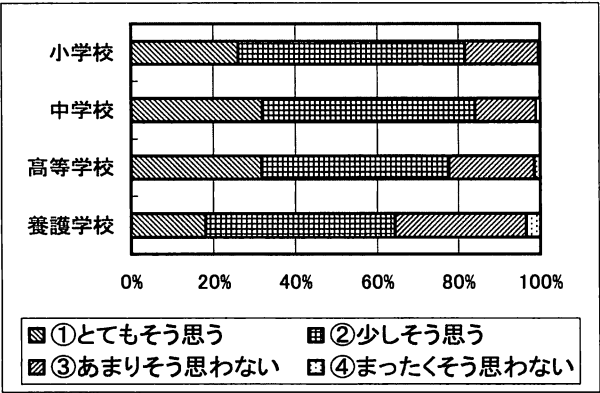


図5 共感できなくなっていると思うか (H18)

イ 擬似体験による影響

「子どもたちが暴力的なシーンを見たり、擬似的な暴力体験をしたりすることで、人の体の痛みを現実のものとは感じられなくなっていると思うか」という設問（図6）に対して、「とてもそう思う」という回答が、4割前後に達している。児童生徒の年齢が低いほど、そのように回答する割合が大きくなっている。

前出の聞き取り調査によると、「強い刺激に繰り返しさらされると、それが当たり前になり、共感することがなくなってくる」「擬似体験を通して、自己の中で誤った感性を身に付けてしまう傾向がある」という意見があった。その一方で、「ほとんどの子どもが小さいケンカをしないで大きくなるので、本当の痛みを知ることが少ないことによるのではないか。自分や友達の怪我や家族などの死を見ることが少ないことも関係するかもしれない。」という意見もあった。

ウ コミュニケーションについての問題点

これらのことから、児童生徒がネット上でコミュニケーションすることや擬似体験することに対して危機感を持つ教職員が多いことがうかがわれる。ネット上でコミュニケーションを図ることや擬似体験することが、直接トラブルに結びつくわけではないが、文字だけで思いを伝えることの難しさや電子メールや電子掲示板を安全に活用するための方法、被害を受けた場合の対応等について、児童生徒に指導することをとおして、望ましいコミュニケーションが図れるように配慮する必要がある。

(3) 情報モラル教育の現状

ア 情報通信機器を利用する上での不安

児童生徒がインターネットや携帯電話を利用するにあたって心配な事柄（図7）をアンケートでたずねたところ、いずれの項目についても「大変心配である」と「心配である」を合わせると、80%前後に達している。その中でも、①性や暴力、犯罪への欲求が過度になること、③情報がすべて真実であると思い込んでしまうこと、⑥不正行為の被害者や加害者になることなどについて不安を持つ教職員が多い。これは、情報化の影の部分について危惧をもつ教職員が多いことを示している。

イ 情報モラル教育の実施状況

図8よりインターネットや携帯電話の適切な使い方について、担当する学年や教科の授業の中で指導

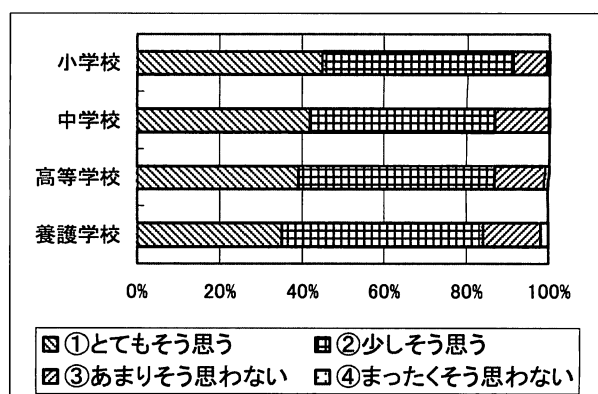


図6 現実の体の痛みのように感じられなくなっていると思うか (H18)

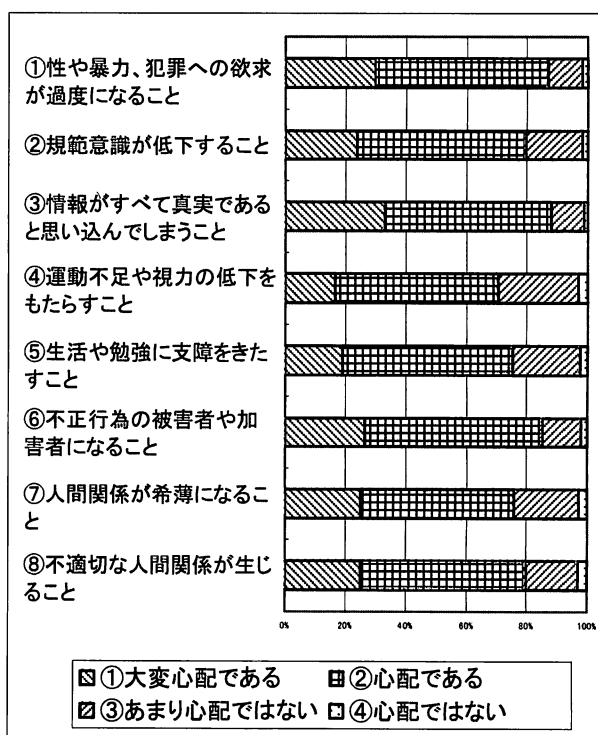


図7 利用するにあたって心配なこと (H18)

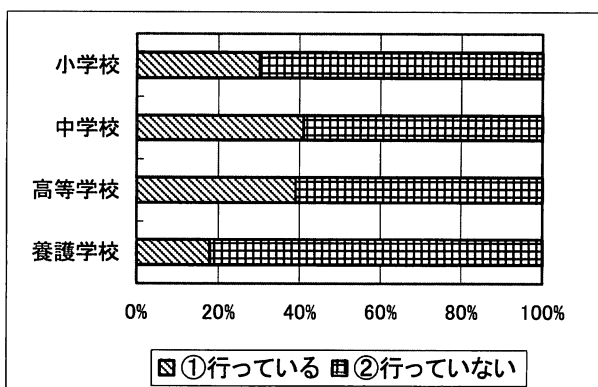


図8 適切な授業を行っているか (H18)

しているのは、小学校については3割程度、中学校と高等学校については約4割である。

多くの教職員が心配しているにもかかわらず、指導が十分行われていないのはなぜか、その理由を聞き取り調査したところ、小学校の教職員は「対処的な指導はしているが、発達段階に応じた系統的な学習には至っていない。」「小学校でも高学年になると自分の携帯電話を持つものも少なくないが、クラスで一斉に指導することが難しい。」と述べるなど、指導の必要性は感じているようである。しかし、「指導内容や指導法についての研修が十分ではないため、指導に対する不安がある。」「家庭との連携の在り方をさぐる必要がある。」など、どのような指導をすればよいのか知りたいという意見もあった。

ウ 授業の中で指導する必要性と情報モラルを指導する場

図9は、「インターネットや携帯電話の適切な使い方について授業の中で指導することは必要であると思うか」という設問に対する回答結果である。「とてもそう思う」という回答が、小学校と中学校で約7割、高等学校と養護学校で5割以上になっている。高等学校よりも小学校や中学校で、授業での指導の必要性があると考える教職員の割合が大きくなっている。図8の結果と合わせると、授業で指導することの必要性を感じながらも適切な授業を行えないという実態が浮き彫りになった。

インターネットや携帯電話を使用する際のマナーなどを児童生徒が学ぶ場として中心になる場合はどこかという設問に対して、約6割が「家庭」、約4割が「学校」とあるという回答が得られた(図10)。児童生徒はインターネットや携帯電話を主に学校外で使用しているため、家庭が主体となるべきであると考えている教職員が多い。しかし、家庭に指導を任せきりにするのではなく、学校においても指導する必要があると考える教職員もいると思われる。

エ すべての教職員が指導できる必要性

「インターネットや携帯電話と子どもたちの関わりについて、すべての教職員が指導できるようになる必要があるか」という設問に対して、「とてもそう思う」と3～4割が回答している(図11)。とくに、小・中学校でそのように回答する割合が多く、社会性や判断力の未発達な児童生徒ほど、発達段階に即した指導が必要であると考えられる。

前回調査では、各学校の情報担当経験者は情報モラルを授業で教える機会はあるが、担当未経験者は指導の機会が少ないという結果がでていた。指導できていない理由として「とくに問題を感じていない」が多かった。これは、コンピュータやインターネットを日常的に利用できる環境が整っていないため、児童生徒が被害にあう事例が少ないということであった。しかし、今回の調査では指導している

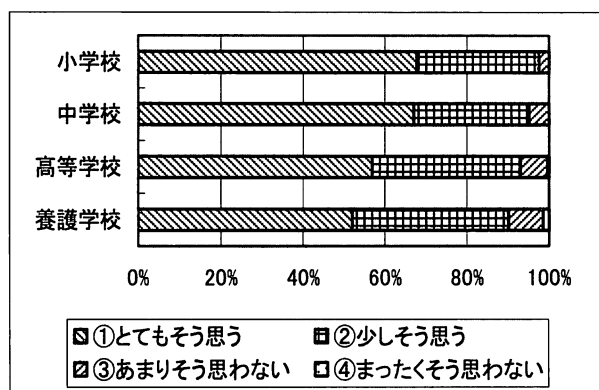


図9 授業で指導する必要はあると思うか(H18)

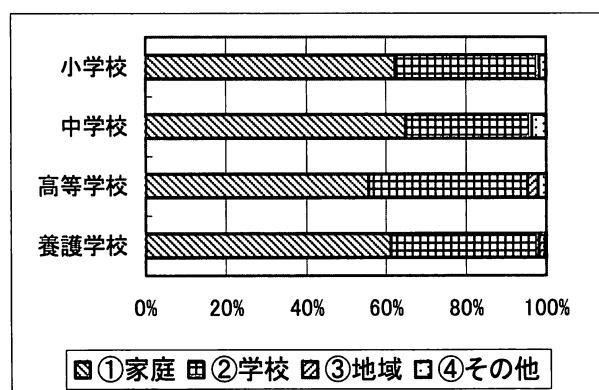


図10 マナーを学ぶ場(H18)

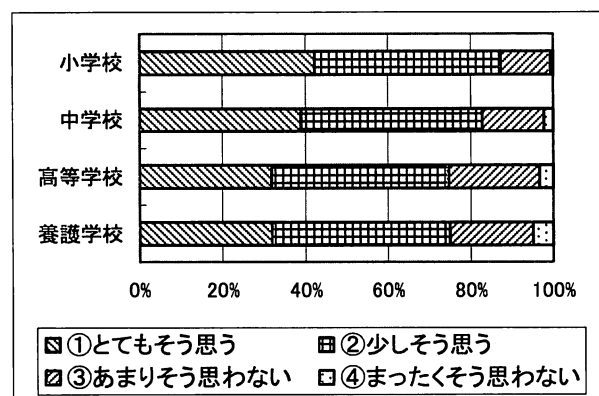


図11 すべての教職員が指導できるようになる必要があるか(H18)

教職員はまだ少ないものの、情報モラルの指導の必要性を認識している教職員が多いことがわかる。

(4) 被害・加害生徒に関わった経験別による考察

インターネットの利用に際して、迷惑メール、有害サイト、個人情報の流出、誹謗・中傷、不正アクセス、ショッピングのうち、いずれかの被害者や加害者となった児童生徒に関わった経験が「よくある」「ときどきある」と回答した教職員（233名、「関わりあり」と表示）と「なかった」「関わったことがない」と回答した教職員（1,218名、「関わりなし」と表示）に分けて、クロス集計を行い考察する。

ア 情報モラルを指導する場

図12より、授業の中で指導する必要性を強く感じている割合は、関わりのあった教職員の方が多くっており、とくに高等学校と養護学校でその差（それぞれ18%、16%）は大きくなっている。

図13より、インターネットや携帯電話を使用する際のマナーなどを児童生徒が学ぶ場として、中心になる場はどこか、という設問に対して、「学校である」と答えた人は、関わりのあった教職員の方が、小学校と中学校では割合が多く（それぞれ12%、9%）なっている。これは、学校よりも家庭が中心になるべきであると考えている教職員が多い中で、自分自身が相談を受けたりして、関わりを持ったことのある教職員ほど学校での指導の必要性を感じていることを示している。一方、高等学校や養護学校では、中心となる学ぶ場は家庭であると答えた割合は、関わりを持ったことのある教職員の方が多く、家庭を指導の場として望んでいるという傾向がある。しかし、図12より授業の中で指導する必要性については、関わりを持ったことのある教職員の方が強く感じている。これは、家庭だけの指導や学校だけの指導では効果が出にくいことをこれまでの指導経験から感じているものと思われる。

イ すべての教職員が指導できる必要性

図14より、関わりのあった教職員の方が、学校においてもインターネットや携帯電話を使用する際のルールやマナーを教えていかなければいけないと強く感じている傾向が認められる。とくに小学校でその傾向は強い。今後は、これまで被害・加害生徒と関わりを持った経験がない教職員も問題が起こる前に危機感を持ち、児童生徒に対して予防的な指導ができるようになるための研修を行う必要がある。

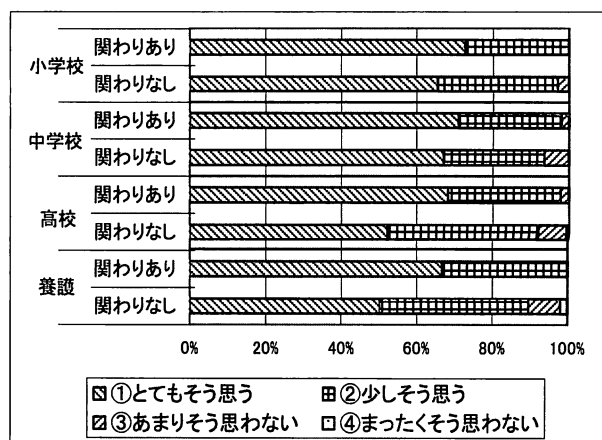


図 12 授業で指導する必要があると思うか
(被害・加害生徒に関わった経験別 H18)

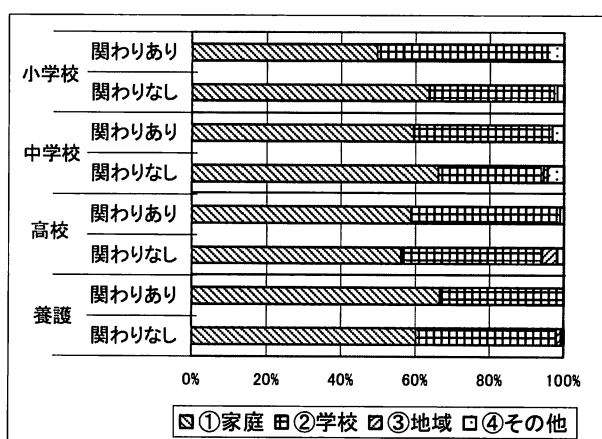


図 13 マナーを学ぶ場
(被害・加害生徒に関わった経験別 H18)

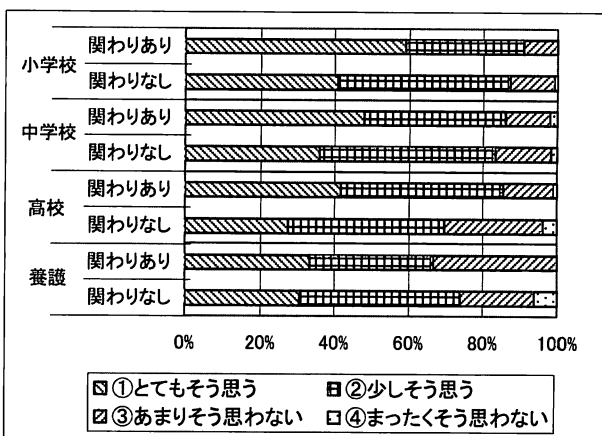


図 14 すべての教職員が指導できるようになる必要があるか
(被害・加害生徒に関わった経験別 H18)

(5) 情報モラルに関する研修

ア 情報モラル教育の経験

図15はパソコンや携帯電話に関する授業の経験を問う設問に対する回答結果である。その結果を見ると、①コンピュータの操作方法や、②インターネットを使った調べ学習についての授業はとくに小学校で充実しており、授業の経験が多くなっている。これは、小学校ではコンピュータに慣れ親しむという情報活用の実践力についての目標がよく達成できていることを示している。

しかし、③「個人情報、情報の信ぴょう性」、④「著作権や肖像権」、⑤「有害サイトや電子メールの危険性」、⑥「インターネットや携帯電話のルールやマナー」についての授業はどの校種においてもあまり行われていないことを示している。

イ 情報モラル教育で指導すべき内容

図16は、どのような授業を行うことが大切か、3つの項目を選択する設問に対する回答結果である。③「個人情報、情報の信ぴょう性」、⑤「有害サイトや電子メールの危険性」、⑥「インターネットや携帯電話のルールやマナー」については、どの校種においても多くの教職員が、授業を行う必要があると回答している。これは、教職員自身や児童生徒の被害経験の多い項目と一致しており、被害の実態を知っているために、「情報社会に参画する態度」を育成させるための指導の必要性を感じていることの表れであると考えられる。

一方、④「著作権や肖像権」についてはインターネットを利用した情報収集をする上で必要となる知識であり、適切に対応する必要があるにもかかわらず、図16の③⑤⑥の結果と比べてその指導の必要性を感じている教職員は少なくなっている。

ウ 研修機会の充実度

「インターネットや携帯電話と子どもたちの関わりについて、その指導に関する研修の機会は充実していると思うか」という設問に対して、「とてもそう思う」「少しそう思う」を合わせても2割前後にとどまっている（図17）。

今後どのような研修が必要だと思うか、3つを選択する設問に対して、③「個人情報やセキュリティ」、⑤「有害サイトや電子メールの危険性」、⑥「インターネットや携帯電話のルールやマナーの指導法」

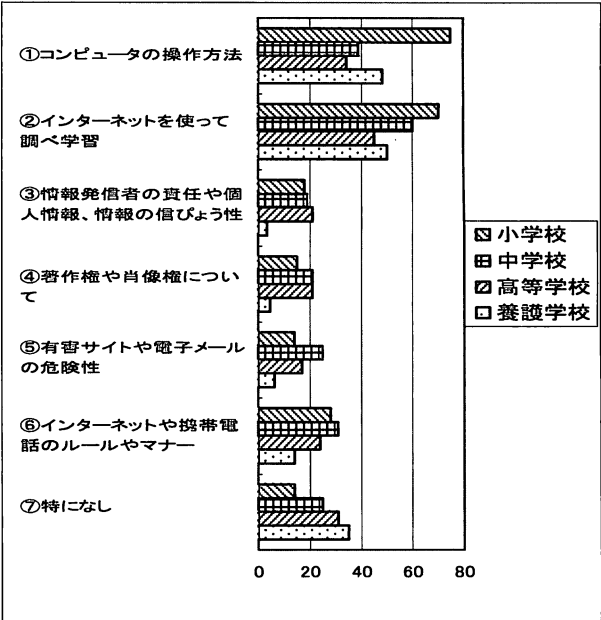


図 15 パソコンや携帯電話に関する授業の経験 (H18)

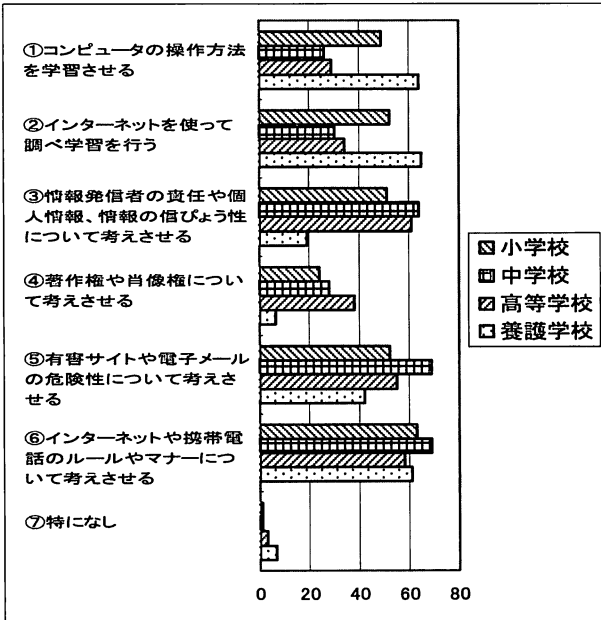


図 16 どんな授業を行うことが大切か (3項目を選択 H18)

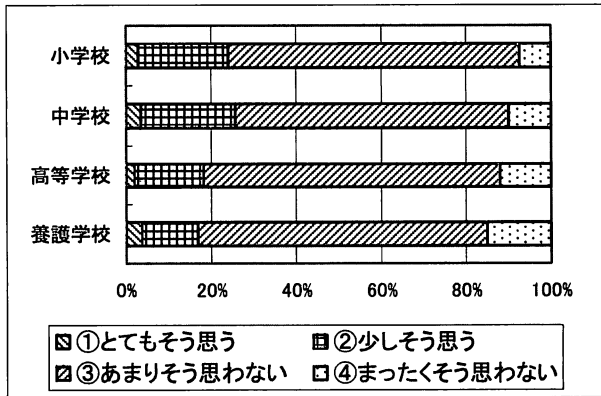


図 17 研修の機会は充実していると思うか (H18)

などについての研修ニーズが高くなっている。

一方、コンピュータやインターネットの操作方法についての研修を必要とする割合は小さくなっている。これは、すでに指導経験のある人が多いためであると考えられる。この設問については校種による違いは少ない（図18）。

エ 指導すべき内容と必要な研修内容

前出した授業の経験、必要な授業、必要な研修の各設問に対する回答の割合を比較することで分析する。

表2に示すように、どのような授業を行うことが大切かという設問に対して、⑥「インターネットや携帯電話のルールやマナーについて考えさせる」ことを選択した人が62%と最も多いが、実際に授業の経験のある人は25%と少ない。①「コンピュータの操作方法」や②「インターネットを使った調べ学習」（それぞれ49%、56%）については約半数の教職員は指導できるが、情報モラルに関する項目については指導経験者が17%～25%となっており、指導の必要性は認識しているものの、まだ指導しにくいことを示している。一方、④「著作権や肖像権」の割合が「必要な授業」で27%、「授業の経験」で17%と最も低くなっている。児童生徒にとって著作権や肖像権の学習は調べ学習等における必要不可欠な知識であるため、教職員や児童生徒の意識を変えるための研修を充実させる必要がある。

必要な研修では、①「コンピュータの操作方法」や②「インターネットを使って調べ学習」の割合（それぞれ28%、27%）は低くなっているのに対して、③「情報発信者の責任、個人情報、信ぴょう性」（68%）は最も割合が高かった。これは頻発する情報漏えい事件やコンピュータウィルス等に関する被害の報道が原因になっているためであると思われる。また、⑤「有害サイトや電子メール」（57%）、⑥「インターネットや携帯電話のルールとマナー」（62%）を選択した人の割合が高い。このことから、多くの教職員は③⑤⑥については授業の必要性を感じ、指導するにあたっては研修を受けて知識や指導力を身につけなければならないと感じていることがうかがわれる。

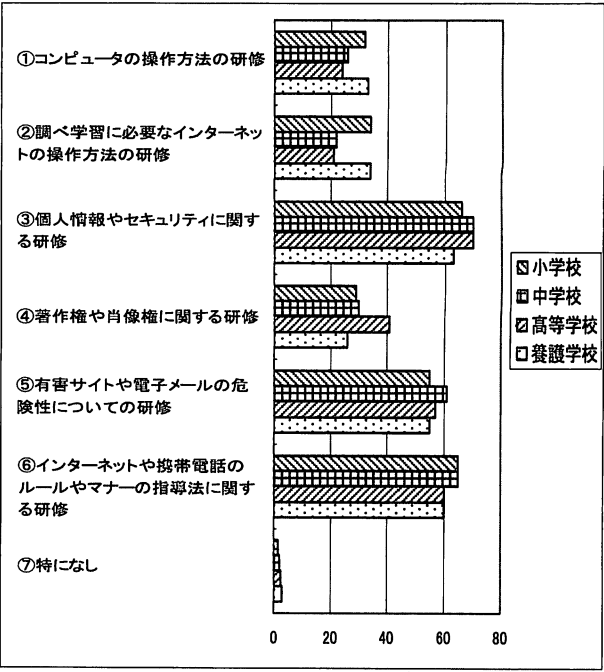


図18 今後必要な研修（3項目を選択 H18）

表2 情報モラルに関する授業の経験、必要な授業および必要な研修

	パソコンや携帯電話に関する授業の経験 (%)	どんな授業を行うことが大切か (%)	今後必要な研修 (%)
①コンピュータの操作方法	49	39	28
②インターネットを使った調べ学習	56	43	27
③情報発信者の責任、個人情報、信ぴょう性	17	53	68
④著作権や肖像権	17	27	33
⑤有害サイトや電子メール	17	56	57
⑥インターネットや携帯電話のルールやマナー	25	62	62

オ 研修形態

実態調査の中で、情報モラルに関する研修の望ましい形態について自由記述を求めたところ、回答総数1,828名中、573名に記述があった。そのうち、参加体験型の研修をあげた人が134名、事例研究を取り入れた研修をあげた人が135名いた。このことから、知識を得るための研修にとどまらず、具体的な

事例への対応のしかた等、実践的な内容を研修したいと考える教職員が多いといえる。

3 まとめと課題

「教職員の情報モラルに関する実態調査」の分析結果をもとに、学校における情報モラル教育の一層の普及と充実に向けた支援の在り方について考察する。

(1) 効果的な研修の実施

ア コミュニケーションに関わる研修コンテンツの活用

児童生徒のコミュニケーション方法について、「相手のつらい気持ちに共感できない」「人の体の痛みを現実の痛みのように感じられなくなっている」という問題が明らかになった。このようなコミュニケーション能力の低下といった問題に対応するためには、テレビゲームにおける暴力、性、人種に関する問題点を挙げた『GAME OVER』⁴⁾などの教育的なドキュメンタリーを研修用教材として活用し、教職員や保護者の問題意識を高めることが大切である。

イ 参加・体験型の研修

情報モラル教育は特定の教科や一部の教職員に任せるのではなく、どの教師も適切な機会をとらえて実施していくことが重要である。しかし、電子掲示板の書き込みやチャットへの参加、セキュリティ対策等については、利用していない教職員が多く、児童生徒を指導する前にそれらの危険性を認識し、それを回避する方法を知ることが必要になる。

当所における平成18年度の情報モラルに関する研修講座では、インターネットを活用する際のトラブルを擬似体験できる教材や、電子掲示板を利用した問題発生体験等のロールプレイングを取り入れた研修を行った。研修終了後に実施した受講アンケートの自由記述の中に、「擬似体験することによって今まで自分の知らない部分がよくわかった」「実際には怖くてできないことが擬似体験できてよかった」というものがあつた。このように、ネット社会の危険性や安全対策を擬似体験やロールプレイングをとおして学べる参加・体験型の研修は有効な研修形態であると考えられる。そのため、充実した研修を実施するためにはコンテンツ等の整備が不可欠となる。

ウ 著作権についての研修

今回の「教職員の情報モラルに関する実態調査」の結果によると、情報の信ぴょう性、有害サイトや電子メールの危険性、インターネットや携帯電話のルールやマナー等についての指導の必要性を指摘する教職員は多いが、著作権への配慮の重要性についてはその割合が少ない傾向がみられる。これは児童生徒自身の安全を第一に考えることが喫緊の課題となっているためであると考えられる。しかし、それに加えて、インターネットを利用した調べ学習等を行う上で、著作権に配慮することは必要である。このようなルールの分野についても教職員の意識を高めるための研修を充実させることが今後の課題である。

(2) 被害の低年齢化への対応

「教職員の情報モラルに関する実態調査」の校種別の分析結果を見ると、児童生徒に関わるネット上のトラブルは前回調査では高等学校が一番多かったが、今回の調査では中学校で急増している。このことから、インターネット上のトラブルの被害者や加害者となるケースが低年齢化している傾向が認められる。今後、家庭へのインターネットや携帯電話の普及がさらに進むと、現在中学校で問題になっているネット上のトラブルが、小学校にも広がる恐れがある。このようなことから、児童生徒への情報モラル教育は対処療法的な指導ではなく、予防的な指導につながるよう支援する必要がある。

文部科学省「初等中等教育における情報化に関する検討会報告書」⁵⁾では、「情報モラルの必要性や情報に対する責任」について、小・中・高等学校を通じた指導体系の確立が必要であると述べている。小学校低学年の児童がコンピュータや携帯電話等の情報機器を利用する機会は少ないが、「道徳」や「総

合的な学習の時間」において危険性の認識や人を思いやることについて指導するなど、発達段階に即した指導を行っていくことが大切であり、そのための指導計画が必要となる。

(3) 学校と家庭の連携

インターネットや携帯電話を利用する際のルールやマナーについて、保護者の姿勢が被害防止のために重要であるが、学校と家庭の間でモラル意識の差や指導法の役割分担が不明瞭であると情報モラルの育成は進まない。学校と家庭が連携した指導を進めるためには、保護者向けの研修会等において、インターネットや携帯電話の安全な活用方法、児童生徒に関わるネット上のトラブルの現状、トラブルが起きたときの対応のしかたなどについて共通理解を図る必要がある。

来年度の当所の一般研修講座では、ネット社会における問題を抱えた児童生徒や保護者への支援の在り方について学ぶ「情報モラル基礎講座Ⅰ（コミュニケーション編）」や、情報社会における児童生徒の安全を守るためにネットワーク犯罪について学ぶ「情報モラル基礎講座Ⅱ（ネットワーク編）」を開講し、学校と保護者との連携を円滑に進めるための支援を行う予定である。

平成17年度、相生市立双葉小学校においては、小学校高学年を対象に親子で話し合いながらeラーニングで学習を進める情報モラル学習に取り組み、成果をあげた⁶⁾。親子が一緒に学ぶことで、自分の子どもの実態や考え方を保護者が知ることができ、家庭に応じたルールをつくることができる。家庭における情報モラル学習は、家庭のネットワーク環境等に違いがあることから指導は一律にはできない。そのため、保護者の協力が得られるようにするために、各家庭に応じた指導法を示すなど、側面からの支援が必要である。

おわりに

情報モラル教育は、教職員一人一人が対応しなければならない課題である。当所では、情報モラルに関する研修を初任者研修等の職務研修やすべての情報教育に関する一般研修講座で実施している。

来年度の一般研修講座では、情報モラル基礎講座Ⅰ・Ⅱの他に、「総合的な学習の時間」や各学校における教職員研修のための指導計画および教材を共同で作成し、情報モラルの効果的な指導法について学ぶ「情報モラル指導者講座」を開講する予定である。各学校における授業や校内研修等で活用できる効果的なコンテンツを提供するようにしたい。また、当所のeラーニングシステムには「学校と著作権」「情報セキュリティについて考える」「個人情報保護」などの情報モラルに関するコンテンツが登録されているので、各学校における校内研修等でeラーニングが活用できるように支援していきたい。

注)

- 1) 財団法人コンピュータ教育開発センター『情報モラルに関する調査報告書ー校長、教員、児童生徒に対するアンケート調査からー』, 2005
- 2) 常陰則之、白石守、岡本育夫、奥田誠治、沖田雅一、野村元幸、山根文人「教職員の情報モラルに関する実態調査の分析と研修用コンテンツの開発」『研究紀要第113集』, 兵庫県立教育研修所, 2002, pp. 69-81
- 3) 赤堀侃司、野間俊彦、守末恵『情報モラルを鍛えるー子どもに求められるコミュニケーションのちからー』, ぎょうせい, 2004, p. 33
- 4) Media Education Foundation『GAME OVERーGender, Race&Violence in Video Gamesー』, 2000
- 5) 文部科学省初等中等教育における情報化に関する検討会報告書『初等中等教育の情報教育に係る学習活動の具体的展開について』, 2006
- 6) 山本哲也「親子で考える情報モラル教材の提供と有効性の検証ー小学校高学年での実践と一考察ー」『IT教育推進研修員研究集録』, 兵庫県立教育研修所, 2005